

学校の臨時職員を募集します

★学校教育課 ☎ 1183

●応募方法 応募用紙を1月26日(金)までに本人が直接学校教育課(市役所4階)へ

応募書類・応募要項は学校教育課で配布又は市ホームページからもダウンロードできます。

	特別支援教育補助教員	日本語指導教室支援員(通訳)	学習補助教員
応募資格	小学校又は中学校の教員免許状(有効期限を確認)を有する人	主にスペイン語・ポルトガル語等を翻訳できる人	小学校又は中学校の教員免許状(有効期限を確認)を有する人
募集人数	数人	数人	数人
勤務場所	市立小・中学校(教育委員会が指定)	市立小・中学校(教育委員会が指定)	市立小学校(教育委員会が指定)
仕事内容	①主に特別支援学級に在籍する児童・生徒への支援②授業や学校生活における補助他	①日本語指導教室に係る通訳と日本語指導補助②学校・学級だより等の翻訳他	①担任と協力した学習指導や支援②学力向上に関すること他
勤務条件	①勤務時間:1日7時間、年間165日以内(校長が指定)②賃金:1日8,400円③任期:4月1日～3月30日(更新1回あり)④労災保険あり、社会保険(健康保険・厚生年金)あり・雇用保険あり	①勤務時間:1日5時間45分、年間200日以内(校長が指定)②賃金:1日9,300円③任期:4月1日～3月30日(更新1回あり)④労災保険あり・社会保険(健康保険・厚生年金)あり・雇用保険あり	①勤務時間:1日5時間、年間165日以内(校長が指定)②賃金:1日6,000円③任期:4月1日～3月30日(更新1回あり)④労災保険あり、社会保険(健康保険・厚生年金)なし、雇用保険あり
	さわやか相談員	学校生活支援員	教育支援センター(ふれあい教室)指導員
応募資格	特別な資格は不要	特別な資格は不要	教員免許状(有効期限を確認)を有する人
募集人数	数人	30～34人	2人
勤務場所	市立中学校さわやか相談室など	市立小・中学校(教育委員会が指定)	教育支援センター(ふれあい教室(旧労働会館2階))
仕事内容	①生徒との相談・援助に関すること②いじめ・不登校などの対応に関すること他	①学校での学習補助②学校での生活補助③発達障害児童生徒への支援④児童生徒への相談活動他	①悩みなどの相談・援助に関すること②学習指導・相談に関すること③スポーツ・レクリエーション活動の指導に関すること④その他不登校などの対応に関すること
勤務条件	①勤務時間:1日5時間、年間207日以内(校長が指定)②賃金:1日5,000円③任期:4月1日～3月30日(更新1回あり)④労災保険あり、社会保険(健康保険・厚生年金)なし、雇用保険あり	①勤務時間:1日4時間、年間150日以内(校長が指定)②賃金:1日3,560円③任期:4月1日～3月30日(更新1回あり)④労災保険あり、社会保険(健康保険・厚生年金)なし・雇用保険なし	①勤務時間:1日5時間、年間210日以内(教育委員会が指定)②賃金:1日6,000円③任期:4月1日～3月30日(更新1回あり)④労災保険あり、社会保険(健康保険・厚生年金)あり・雇用保険あり

パブリックコメント

① 第3次本庄市男女共同参画プラン(案)

★市民活動推進課 ☎ 1118

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するため、「第3次本庄市男女共同参画プラン」を策定します。

③ 第3次本庄市障害者計画(案)・第5期本庄市障害福祉計画(案)・第1期本庄市障害児福祉計画(案)

★障害福祉課 ☎ 1125

障害者施策を定める「第3次本庄市障害者計画」と、障害福祉サービス等の必要見込量、確保の方策などを定める「第5期本庄市障害福祉計画」、「第1期本庄市障害児福祉計画」を策定します。

【意見の提出方法等】《①～④共通》

- 閲覧・意見募集期間 1月10日(水)～2月9日(金)
 - 対象(次のいずれか) 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・その他の団体、市税の納税義務者、意見を提出する事案の利害関係者
 - 閲覧場所 市民活動推進課(はにぼんプラザ内)、図書館(本館・児玉分館)
- ※市ホームページ又は次の場所でも閲覧できます。
- 《①》市民活動推進課(市役所3階)、総務課(アスパアこども内)
 - 《②》危機管理課(市役所3階)、総務課(アスパアこども内)
 - 《③》障害福祉課(市役所1階)、市民福祉課(アスパアこども内)
 - 《④》環境推進課(市役所4階)、総務課(アスパアこども内)
- 閲覧時間 各閲覧場所の開庁・閉館時間
 - 意見の提出方法 所定の用紙(各閲覧場所又は市ホームページからダウンロード)に必要な事項を記入のうえ、直接又は郵送、ファックス、電子メールで提出先へ

平成29年本庄市議会第4回定例会

★議会事務局 ☎ 1148

平成29年市議会第4回定例会が、11月28日から12月22日までの25日間の日程で開催されました。

今議会には、手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解、その普及に関する基本理念を定め、市の責務、市民と事業者の役割を明らかにし、手話の普及等に関する施策の推進を図るための「本庄市手話言語条例」など、34議案を提出しました。

さらに、最終日には、人件費に関する条例改正、補正予算など、9議案を追加議案として提出しました。また、議員提出議案として、条例改正1議案、意見書1議案が提出されました。

審議の結果、閉会中の継続審査とされていた平成28年度決算認定関係の9議案を含む計54議案が、原案のとおり可決・同意・承認・認定され、閉会しました。

市では、4つの計画を策定します。計画案について、みなさんの意見を募集します。

② 本庄市地域防災計画(案)

★危機管理課 ☎ 1184

本庄市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、本庄市防災会議が作成する計画で、市及び関係機関が災害対策を実施することにより住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定するものです。

④ 次期本庄市環境基本計画(案)

★環境推進課 ☎ 1173

本庄市環境基本計画は、本庄市環境基本条例に基づき、市、市民及び事業者が一体となって行う環境の保全・創出の方向性を定めるものです。

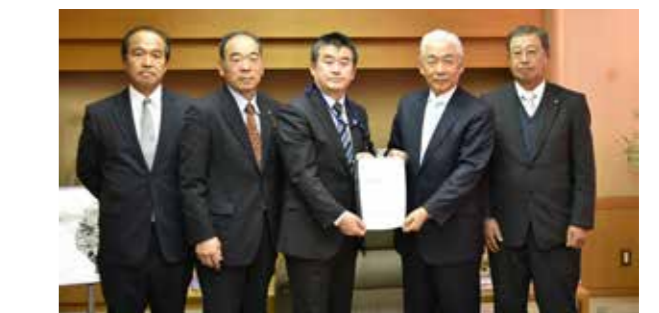
●意見の提出先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

- あて名は次のとおり
- 《①》本庄市役所市民活動推進課 ☎ 0602・✉katudou@city.honjo.lg.jp
- 《②》本庄市役所危機管理課 ☎ 0602・✉kikikanri@city.honjo.lg.jp
- 《③》本庄市役所障害福祉課 ☎ 1963・✉syougai@city.honjo.lg.jp
- 《④》本庄市役所環境推進課 ☎ 1248・✉kankyo@city.honjo.lg.jp

- 意見の取り扱い
 - ・意見に対する考え方及び修正案は、内容を公表します。
 - ・類似の意見は取りまとめて公表します。
 - ・住所・氏名等は公表しません。
 - ・意見に対する個別の回答はしません。

本庄農業振興地域整備計画における意見書が市長へ提出されました

★農政課 ☎ 1176



12月15日、農業振興整備促進審議会(会長 田島敏包氏)から、本市の農業の将来ビジョンとして、農地利用最適化や農業の持続発展に向けた意見書が提出されました。

市では、この意見書を今後の農業振興地域整備計画や農業施策の参考とさせていただきます。